

港区就労系障害福祉サービス事業所の皆さまへ

令和7年度 就労系サービス事業所
運営支援事業のご案内

港区は、令和7年度から就労系障害福祉サービス事業所に対し、事業所の家賃に係る経費の一部を助成します。

補助の対象事業

港区内に事業所があり、その事業所の賃借料(※)を支払っている事業者又は事業所で、次の事業を行っている事業者(法人)。他制度等で同様の補助を受けている場合を除く。

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型／B型）

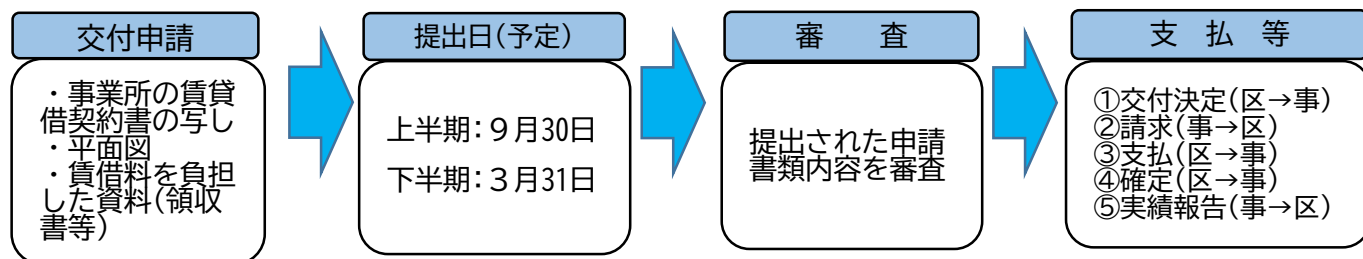
補助割合

(※)補助対象経費＝賃借料＋共益費＋消費税

利用者の区民率	補助割合
70%以上	補助対象経費×25%
50%～70%未満	補助対象経費×20%
50%未満	補助対象経費×15%



補助の流れ



【問い合わせ先】

港区保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者事業所支援係 就労系運営支援担当
03-3578-2672 minato43@city.minato.tokyo.jp